

四日市市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 9 号

四日市市火災予防条例の一部を改正する条例

四日市市火災予防条例（昭和 4 8 年四日市市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(急速充電設備)</p> <p>第 1 3 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力 5 0 キロワット以下のもの及び消防長が認める</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第 1 3 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。第 1 2 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のもの及び全出力 2 0 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力 5 0 キロワット以下のもの及び消防長が認める</p>

延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。
- (3)から(5)まで (略)
- (6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。
- (8)から(10)まで (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝

延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(3)から(5)まで (略)

- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)から(10)まで (略)

- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を

突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)及び(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 (主として保安のために設けるものを除く。) について次に掲げる措置を講ずること。

アからエまで (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。) を内蔵しないこと。

(18) (略)

(19) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

講ずること。

(13) コネクタ (充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分 をいう。以下この号において同じ。) について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)及び(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

アからエまで (略)

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第25条 (略)

2 指定場所には、客席の前面その他見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識を設けなければならない。

3 指定場所(第1項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物に喫煙所を設ける場合は、「喫煙所」と表示した標識を設けなければならない。ただし、健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。

4 前2項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 (略)

別表第7 削除

(喫煙等)

第25条 (略)

2 指定場所には、客席の前面その他見やすい箇所に「禁煙」「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識を設けなければならない。




3 指定場所(第1項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物に喫煙所を設ける場合は、「喫煙所」と表示した標識を設けなければならない。

4 前2項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

5 (略)

別表第7 (第25条関係)

表示の種類	図記号	色
-------	-----	---

<u>禁煙である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>
<u>火気厳禁である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>
<u>喫煙所である旨の表示</u>		<u>記号は黒、地は白</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 3 条の 2 第 1 項の改正及び次項の規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 3 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の四日市市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 1 3 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 2 5 条第 3 項の規定の適用については、当分の間、同項中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 7 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 3 3 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 2 5 条第 2 項又は第 3 項に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 2 5 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

(消防本部予防保安課)